

部局名	R7番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	休止年度	休止年度実績額(千円)	うち一般財源	休止理由
総合政策部	1	都市創造課	米子市まちなか遊休施設活用事業補助金	中心市街地等において、地域の遊休施設を改修し、住民の交流施設、地域レストラン等を整備することにより、ハード面及びソフト面の両面から総合的に地域コミュニティを活性化させるための取組の経費の一部を補助する。	R5	R6	0	0	当該補助事業は、県の協調補助であったが、令和5年度末をもって、県の制度が終了。
福祉保健部	2	長寿社会課	米子市高齢者福祉大会事業補助金	老人クラブに係る功績のあった者の表彰や講演会等を実施する「米子市高齢者福祉大会」の開催に要する経費の一部を補助する。	不明	R6	0	0	米子市高齢者福祉大会を主催する米子市老人クラブ連合会から、令和6年度及び次回開催年度(令和8年度)においても老人福祉大会を開催することが困難であり、補助金の受取を辞退したい旨の申し出があつたため。
文化観光局	3	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(市指定文化財皆生温泉市街地設計図修復事業)	皆生温泉市街地設計図は、明治時代初めに発見された皆生温泉の開発に伴い、都市計画を含む一大温泉郷開発を志した構想を示したものである。 本事業では、保存に影響を与える木製パネルから地図を外し、過去の裏打ち除去、洗浄、破損箇所の繕い、裏打ち等の必要な修復を実施した。	R6	R6	52	52	令和6年度にて必要な修復が完了したため。
農林水産振興局	4	農林課	きのこ栽培始めませんか、生産者応援事業費補助金	原木しいたけの生産者等に対し、生産に必要な施設及び機械の整備等に係る費用を助成し、生産者の負担の軽減を図ることにより、新規生産者の育成及び確保に並びに経営の安定及び強化を図る。	R3	R6	0	0	きのこ栽培に取り組む際の支援として、令和3年度から令和5年度にかけて支援してきたが、令和6年度以降、新規支援要望がないことから、令和6年度をもって事業を休止した。 なお、今後、きのこ栽培に取り組む生産者等が現れた場合、事業再開を検討する。
	5	農林課	米子市飼料作物作付推進事業費補助金	鳥取西部農業協同組合が飼料種子を購入する畜産農家に対して、購入費用の4分の1に相当する額を助成する。	H2	R6	372	372	荒廃農地対策としての効果もある一方、一義的には畜産事業者に対する物価高騰支援であり、事業目的の「経営体系の構築」にまで繋がらない。また、物価高騰支援については、適宜予算対応していることから、令和6年度をもって事業を一旦休止する。
	6	農林課	酪農振興対策事業費補助金	第三者継承に取り組む酪農家に対し、継承に必要な施設の修繕費や自ら整備する施設整備費及び機械等のリース料等を補助する。	R3	R6	239	80	第三者継承に取り組む酪農家支援として、1名の酪農家を令和3年度から令和6年度にかけて支援してきたが、当該酪農家への支援が令和6年度をもって補助金累計上限額に達したこと、及び他に第三者継承に取り組もうとする酪農就農希望者がいないことから、令和6年度をもって事業を休止した。 なお、今後、第三者継承に取り組む酪農就農希望者が現れた場合、事業再開を検討する。
	7	水産振興室	米子市主要水産产地共同利用施設等整備事業	淀江漁港内における鳥取県漁業協同組合淀江支所が実施する、鳥取県主要水産产地共同利用施設等整備事業費補助金交付要綱別表の第5項に掲げる施設の整備	R5	R6	0	0	主要水産地である淀江漁港における共同利用施設の整備を支援することにより、生産基盤の底上げと水産产地の維持・発展を交付目的としているが、不定期な整備実施を鑑み、今後も類似の案件が出てきた場合にはその都度協議の上整備を行うため、一旦休止。
	8	水産振興室	米子市がんばる養殖支援事業費補助金	養殖や畜養の省力化、効率化及び生産量増大を図るために、補助対象養殖事業者が、作成した「がんばる養殖プラン(県が認定)」に基づき、新たな施設・機械設備を補助金を受けて整備するもの。	R6	R6	0	0	令和6年度に補助事業を開始したが、事業者の事情により申請がなされなかったため、事業を休止した。 海洋環境の変化により、沿岸漁業による漁獲が不安定になっている中、需要に応じて計画生産できる養殖業の振興は必要である。養殖業の振興は短期間で解決する課題ではないため、県事業の終了又は事業者の利用見込みがなくなるまでは事業を継続する必要がある。今後も事業者からの利用見込みがあった場合にはその都度協議の上対応する。一旦休止。